周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年周南市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」 を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(放課後児童支援員等)	(放課後児童支援員等)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者で	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者で
あって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67	あって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67
号) 第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した	号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22
ものでなければならない。	<u>第1項の中核市</u> の長が行う研修を修了したものでなければな
	らない。
(1)~(10) (略)	(1)~(10) (略)
4 (略)	4 (略)